

事務連絡
令和5年6月27日

居宅介護支援事業所 各位
福祉用具取扱事業所 各位

荒尾市保険介護課長

入院中の福祉用具貸与の取扱いについて（通知）

平素より、介護保険行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

現在、各事業所における、福祉用具貸与の請求方法に差異が生じておりますことから、その統一を図るため、今後は下記のとおり取扱うこととしますので、よろしく申し上げます。

記

適用開始日：令和5年7月1日以降

福祉用具の算定方法について

- ①在宅での利用日数が月の半数以上の場合
一月分での請求を可とします。
- ②在宅での利用日数が月の半数未満の場合
半月分での請求を可とします。

※ただし、①、②とも日割り請求としても差し支えありません。

なお、福祉用具貸与事業所又は利用者の都合によって、入院中の回収を行わないことにより貸与が継続される場合でも、利用日数には含めず、保険給付の対象外になります。

荒尾市役所 保険介護課 介護保険係
担当：雪野・岩尾
TEL：0968-63-1418